農林水産省・経済産業省令第一号 平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・財務省・

法施行規則 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

者再生支援機構法施行規則を次のように定める。 同法を実施するため、株式会社東日本大震災事業 日本大震災事業者再生支援機構法施行令(平成) 十四年政令第三十七号)の規定に基づき、並びに (平成二十三年法律第百十三号) 及び株式会社東 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

第一条 この命令において「債務の株式化等」と 分を取得することをいう。 事業者が機構に対して発行する株式その他の持 て有する債権を現物出資することにより、対象 (以下「機構」という。) が、対象事業者に対し 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

2 この命令において「財務及び事業の方針の決 を支配していないことが明らかであると認めら おけるこれらに相当するものを含む。以下「法 社、組合その他これらに準ずる事業体(外国に る場合(財務上又は事業上の関係からみて会 定を支配している場合」とは、次の各号に掲げ れる場合を除く。)をいう。 人等」という。) の財務及び事業の方針の決定

決権の総数に対する自己の計算において所有 のを除く。以下この項において同じ。)の議 している議決権の数の割合が百分の五十を超 な支配従属関係が存在しないと認められるも えている場合 法人等(次に掲げる法人等であって、有効

受けた法人等 五号)の規定による再生手続開始の決定を 民事再生法(平成十一年法律第二百二十

規定による破産手続開始の決定を受けた法規定による破産手続開始の決定を受けた法 けた株式会社 号)の規定による更生手続開始の決定を受 会社更生法(平成十四年法律第百五十四

ニ その他イからハまでに掲げる法人等に準 ずる法人等

一 法人等の議決権の総数に対する自己の計算 を除く。)であって、次に掲げるいずれかの分の四十以上である場合(前号に掲げる場合 において所有している議決権の数の割合が百

要件に該当する場合

数をいう。次号において同じ。) の割合が 等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計 百分の五十を超えていること。 法人等の議決権の総数に対する自己所有

自己の計算において所有している議

(2)すると認められる者が所有している議 自己の意思と同一の内容の議決権を行使 等において緊密な関係があることにより 自己と出資、人事、資金、

使することに同意している者が所有して いる議決権 自己の意思と同一の内容の議決権を行

限る。)の数の割合が百分の五十を超えて 関の構成員の総数に対する次に掲げる者 いること。 に関して影響を与えることができるものに (当該法人等の財務及び事業の方針の決定 法人等の取締役会その他これに準ずる機

自己の役員

(3)(2)自己の業務を執行する社員

自己の使用人

(1) から(3) までに掲げる者であ

自己から派遣された次に掲げる者

用が予定されている者のうち、退職手 要請に応じ、引き続いて退職手当通算 退職手当の支給を受けないこととされ 時に国家公務員退職手当法(昭和二十 当通算法人の役員又は退職手当通算法 情がない限り引き続いて選考による採 規定する退職手当通算法人をいう。以 律第百二十号)第百六条の二第三項に 法人(国家公務員法(昭和二十二年法 八年法律第百八十二号)の規定による 人に使用される者となるため退職する 手当通算法人に在職した後、特別の事 に在職している者であって、当該退職 るため退職し、当該退職手当通算法人 退職手当通算法人に使用される者とな 下この号において同じ。)の役員又は 任命権者又はその委任を受けた者の

> 法律第五十号)第三条第二項に規定す 定する退職派遣者 る派遣職員及び同法第十条第二項に規 員の派遣等に関する法律(平成十二年 公益的法人等への一般職の地方公務

自己が法人等の重要な財務及び事業の方 の決定を支配する契約等が存在するこ

資の額を含む。)の割合が百分の五十を超 引等において緊密な関係のある者が行う融 の額(自己と出資、人事、資金、技術、 び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。) 額に対する自己が行う融資(債務の保証及 の部に計上されているものに限る。)の総 えていること。 法人等の資金調達額(貸借対照表の負債

ホ その他自己が法人等の財務及び事業の方 事実が存在すること。針の決定を支配していることが推測される

いずれかの要件に該当する場合 く。)であって、前号ロからホまでに掲げる ない場合を含み、前二号に掲げる場合を除 合(自己の計算において議決権を所有してい 議決権数の割合が百分の五十を超えている場 法人等の議決権の総数に対する自己所有等

3 者再生支援機構法(以下「法」という。)にお いて使用する用語の例による。 て使用する用語は、株式会社東日本大震災事業 前二項に定めるもののほか、この命令におい

第二条 法第二条第二項第五号に規定する主務省 令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (リース契約の要件) 利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を 当該資産の見積残存価額を控除した額並びに 対価として受領することを内容とするもので 取得価額から使用期間が満了した後における あること。 て「使用期間」という。) において、資産の 資産を使用させる期間(以下この条におい

組合貯金保険機構及び信用保証協会に準ずる特 二 使用期間が満了した後、資産の所有権その (政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同 他の権利が資産の借主に移転する旨の定めが ないこと。

第三条 法第二条第二項第六号に規定する主務省 令で定める特殊法人等は、政策金融機関 (沖縄

殊法人等)

保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 機構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用 及び株式会社国際協力銀行をいう。)、預金保険 振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫

日本私立学校振興・共済事業団 株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本政策投資銀行 漁業信用基金協会

六 五 四 農業信用基金協会

保険契約者保護機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構 独立行政法人奄美群島振興開発基金 株式会社地域経済活性化支援機構

独立行政法人情報処理推進機構 国立研究開発法人情報通信研究機構

十二 国立研究開発法人農業·食品産業技術総 合研究機構

十 五 機 構 十四四 十三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源 国立研究開発法人森林研究・整備機構

独立行政法人農業者年金基金 独立行政法人農畜産業振興機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技 独立行政法人北方領土問題対策協会 独立行政法人国際協力機構 独立行政法人農林漁業信用基金

| 術総合開発機構 国立研究開発法人科学技術振興機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人福祉医療機構

十五 支援機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 独立行政法人労働者健康安全機構

十七 一十八 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄 独立行政法人環境再生保全機構 独立行政法人都市再生機構

事業者) (金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う 一十九 独立行政法人住宅金融支援機構

養研究所

第四条 法第二条第二項第七号に規定する金銭 貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で 主務省令で定めるものは、次に掲げる者とす

四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第 第八号に規定する外国銀行

一 信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 第二条第二項に規定する信託会社及び同条第 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条

第七項に規定する外国保険会社等及び同法第 する債権回収会社 法第二条第三十項に規定する証券金融会社 種金融商品取引業を行う者に限る。) 及び同 業者(同法第二十八条第一項に規定する第一 十年法律第百二十六号)第二条第三項に規定 五号)第二条第九項に規定する金融商品取引 債権管理回収業に関する特別措置法(平成 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十 一百二十三条第一項に規定する免許特定法人

六 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九 提携販売業者、同法第三十条第一項に規定す 号)第三条第一項に規定する割賦販売業者 五条の三の二第一項に規定する個別信用購入 る包括信用購入あっせん業者及び同法第三十 同法第二十九条の二第一項に規定するローン

を含む。以下この条において同じ。)の財務 受けを含む。以下同じ。)を行うもの る方法によってする金銭の交付及び社債の引 (手形の割引、売渡担保その他これらに類す おいて当該対象事業者に対する金銭の貸付け 及び事業の方針の決定を支配している場合に 対象事業者(対象事業者になろうとする者

貸付けを行うもの 者に対する融資等業務を行うもの 一般社団法人又は一般財団法人で対象事業 地方公共団体で対象事業者に対する金銭の

業協同組合連合会 十二号)第十条第一項第十号の事業を行う農 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三

項の規定により組織された酒造組合中央会で 清酒及び単式蒸留焼酎に係るもの (昭和二十八年法律第七号) 第八十条第一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法

十二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同 第一号の事業を行わないものに限る。) 組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和) 十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項

商工組合及び商工組合連合会 商店街振興組合及び商店街振興組合連

中小企業投資育成株式会社

読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただ

債権を有することとなるものに限る。以下こ の号において同じ。)に関する組合等 次に掲げる投資事業(対象事業者に対し

成立する組合 投資事業を営むことを約するものによって 六百六十七条第一項に規定する組合契約で 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

規定する投資事業有限責任組合 (平成十年法律第九十号) 第二条第二項に 投資事業有限責任組合契約に関する法律

類似する団体 外国に所在するイ又はロに掲げる組合に

五百三十五条に規定する匿名組合契約に基 商法(明治三十二年法律第四十八号)第

的会社及び事業内容の変更が制限されている これと同様の事業を営む事業体 律第百五号)第二条第三項に規定する特定目 づく出資を受けて投資事業を営む者 資産の流動化に関する法律(平成十年法

和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二-九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭 項に規定する投資法人

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得な

第五条 法第十七条第一項の規定により読み替え 令・農林水産省令・経済産業省令で定めるやむ 定する内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省 を得ない理由は、次に掲げる理由とする。 て適用される銀行法第十三条の二ただし書に規 経営改善のための計画に基づき行う場合にお係者をいう。以下同じ。)との間で合理的な つ不可欠であると見込まれること。 定関係者の経営の状況を改善する上で必要か いて、当該取引又は行為を行うことが当該特 る銀行法第十三条の二本文に規定する特定関 七条第一項の規定により読み替えて適用され の状況の悪化した機構の特定関係者(法第十 て機構に不利益を与える取引又は行為を経営 機構が、機構の取引の通常の条件に照らし

第六条 機構は、法第十七条第一項の規定により (特定関係者との間の取引等の承認の申請等) 行うことについて、主務大臣が必要なものと らして機構に不利益を与える取引又は行為を 関係者との間で機構の取引の通常の条件に照 してあらかじめ定める場合に該当すること。 前号に掲げるもののほか、機構がその特定

臣に提出しなければならない。 と認める事項を記載した書類を添付して主務大 は、承認申請書に理由書その他主務大臣が必要 書の規定による承認を受けようとするとき

あったときは、機構が法第十七条第一項の規定 により読み替えて適用される銀行法第十三条の どうかを審査するものとする。 て前条各号に掲げるやむを得ない理由があるか 一各号に掲げる取引又は行為をすることについ 主務大臣は、前項の規定による承認の申請が

て適用される銀行法第十三条の二第一号に規定第七条 法第十七条第一項の規定により読み替え 利な条件で行われる取引をいう。 定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取れる当該特定関係者以外の者との間で、当該特 することとなる取引の条件と比べて、機構に不 照らして当該特定関係者と同様であると認めら 令・農林水産省令・経済産業省令で定める取引 引を同様の状況の下で機構が行った場合に成立 は、その営む業務の種類、規模及び信用度等に する内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省 (特定関係者との間の取引)

(特定関係者の顧客との間の取引等)

て適用される銀行法第十三条の二第二号に規定第八条 法第十七条第一項の規定により読み替え 又は行為は、次に掲げるものとする。 令・農林水産省令・経済産業省令で定める取引 する内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省

係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係 行われる取引(当該特定関係者と当該特定関 る取引の条件と比べて、機構に不利な条件で の下で機構が行った場合に成立することとな 者との間で、当該特定関係者の顧客との間で ると認められる当該特定関係者の顧客以外の 行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況 に照らして当該特定関係者の顧客と同様であ で、その営む業務の種類、規模及び信用度等 ているものに限る。) る契約を締結することをその取引の条件にし 当該特定関係者の顧客との間で行う取引

認められるもの 該特定関係者に不当に不利益を与えるものと 条件が機構の取引の通常の条件に照らして当 当該特定関係者との間で行う取引で、その

三 何らの名義によってするかを問わず、 免れる取引又は行為 れる銀行法第十三条の二の規定による禁止を 十七条第一項の規定により読み替えて適用さ

(大規模な事業者等)

第九条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機 令で定める額は、五億円とする。 構法施行令(以下この条において「令」とい う。)第一条第一項第十二号に規定する主務省

で定める数は、千人とする。 令第一条第一項第十二号に規定する主務省令

定める割合は、三分の二とする。 令第一条第四項第一号に規定する主務省令で

び事業の方針の決定を支配している場合におけ ものは、国又は地方公共団体が法人等の財務及 る当該法人等とする。 令第一条第五項に規定する主務省令で定める

(回収等停止要請の対象となる回収等)

第十条 法第二十一条第一項に規定する債権の の行使は、対象事業者に対する債権の債権者と 収その他主務省令で定める債権者としての権利 判外の行為(流動性預金の拘束を含む。)のう して対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁 次に掲げるものを除くものとする。 次項及び第三項に規定する債権の弁済の

による仮差押え、保全差押え又は差押えがさ 有する預金その他の債権について他の債権者 れた場合に行う相殺 対象事業者が当該関係金融機関等に対して

の行使 に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権 ったときにおける遡求権の行使又は当該割引 った場合であって、当該手形等の不渡りがあ 含む。以下「手形等」という。)の割引を行 小切手(外国におけるこれらに類するものを 対象事業者に対し約束手形、為替手形又は

四 対象事業者に対する貸付けに関し、次に掲 げる対象事業者による担保の提供があった場 合の受入れ

伴う同価値の担保の提供 形、売掛金債権等の全部又は一部の消滅に 担保権の目的として供されている商業手

担保権を抹消する目的で行う同価値の担保 担保権の目的である財産の譲渡のために

に関する法律(平成十年法律第百四号)第三 債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等 た担保について、その担保の設定が動産及び 条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第 対象事業者が関係金融機関等に対し提供し

により行われている場合におけるこれらの登 同法第十四条第一項に規定する質権設定登記 四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは 記の存続期間の延長

によりその弁済の受領を妨げない。 次に掲げる債権については、回収等停止要請

リバティブ取引又は為替予約取引に係る債権一 有価証券関連デリバティブ取引、金融等デ 形等のうち支払期日が到来したものに係る 対象事業者が商取引のために振り出した手

う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等 により直接発生する対象事業者に対する債権 のあらかじめ定められている事務手数料 対象事業者が関係金融機関等に対して支払 関係金融機関等が行った輸入信用状の決済

をする旨の決定を行ったときを除き、その弁済項の規定により当該債権に係る回収等停止要請次に掲げる債権については、法第十九条第四 の受領を妨げない。

次に掲げる契約に基づく貸付債権

係金融機関等が立替払する旨が定められて 対象事業者が手形等を振り出した場合 一定の極度額の限度内において当該関

売掛金債権を当該関係金融機関等が担保の 掛金の一定期日における払込みをあらかじ ため譲り受ける旨が定められている契約 該対象事業者から当該他の事業者に対する め関係金融機関等が受託するとともに、当 対象事業者に対する他の事業者による買 3 前項第四号から第七号までに掲げる総額を公表

とは、銀行法第十条第二項第十四号に規定する 引(同項第四号に掲げる取引に限る。) をいう。第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項 金融等デリバティブ取引をいう。 第二項第二号の「金融等デリバティブ取引」 第二項第二号の「有価証券関連デリバティブ 4

価の授受を約する売買取引(金融商品取引法第者が将来の一定の時期において通貨及びその対第二項第二号の「為替予約取引」とは、当事 (通貨に係るものに限る。) に該当するものを除二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引 く。)をいう。

(機構が決定を行ったときの公表事項等)

第十一条 法第二十八条に規定する主務省令で定 四月一日から六月三十日ま で定める業務は、関係金融機関等

三月三十一日までの各期間とする。 ら十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から で、七月一日から九月三十日まで、十月一日か

項は、次に掲げる事項とする。 法第二十八条に規定する主務省令で定める事

2

支援決定を行った件数

買取申込み等期間の延長の決定を行った

支援決定を撤回した件数

取りに係る債権の元本総額 買取決定を行った対象事業者の概要及び買

は、現物出資された債権の元本総額) 資総額(債務の株式化等による場合にあって 出資決定を行った対象事業者の概要及び出

Ŧi

六 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分 型をいう。) ごとの当該処分を行った件数及 除く。)及び処分後における対象事業者に対 債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を 当該処分時における対象事業者に対する当該 他の処分の類型(譲渡、消却その他の類型を の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類 る債権を除く。) する当該債権の元本総額(信託の引受けに係 いう。) ごとの当該処分を行った件数並びに び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その

機構は、対象事業者の数が二以下のときは、額(信託の引受けに係る債権を除く。) した対象事業者の概要及び対象事業者に対し て行った買取決定に係る債権の買取価格の総 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了

ことにより対象事業者に不利益を及ぼさないよ う配慮しなければならない。 しないことができる。 機構は、第二項各号に掲げる事項を公表する

(インターネットを利用する公告の方法)

|第十二条 法第二十九条第三項に規定する主務省 令で定める方法は、インターネットを利用して 次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法とす

確認を行った日

確認を受けた金融機関等の名称

 \equiv 確認に係る貸付けを行う日

確認に係る貸付金の元本額

第十三条 法第三十七条第一項第二号の主務省令 (区分して経理する業務)

(農水産業協

号、第十三号及び第十五号から第十七号までに 係る法第十六条第一項第二号から第七号までに 同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三 掲げるものに限る。) が対象事業者に対して有 号)第二条第一項に規定する農水産業協同 業務とする。 金融機関等(第三条第四号、第五号、第十二 掲げる業務及び法第二条第二項第六号に掲げる に限る。)が対象事業者に対して有する債権に する債権に係る法第十六条第一項各号に掲げる

第十四条 法第六十三条第一項に規定する主務省 (融資等業務実施法人)

令で定める者は、次に掲げる者とする。 月二十九日に財団法人残留農薬研究所という 進機構という名称で設立された法人をいう。) 三年十月一日に財団法人食品流通構造改善促 財団法人残留農薬研究所(昭和四十五年七 財団法人食品流通構造改善促進機構(平成

う。 合理化協会という名称で設立された法人をい十六年九月二十八日に社団法人全国農地保有 名称で設立された法人をいう。) 社団法人全国農地保有合理化協会(昭和四

十九日に社団法人大日本水産会という名称で社団法人大日本水産会(明治四十二年五月 設立された法人をいう。)

Ŧi. いう名称で設立された法人をいう。) 十一年十二月二日に財団法人魚価安定基金と 財団法人水産物安定供給推進機構(昭和五

六 財団法人海外漁業協力財団(昭和四十八年 名称で設立された法人をいう。) 六月二日に財団法人海外漁業協力財団という

三十年九月九日に社団法人米穀安定供給確保七 社団法人米穀安定供給確保支援機構(昭和 ک ر 支援機構という名称で設立された法人をい 3

興基金協会という名称で設立された法人をい 十七年八月二十五日に社団法人全国肉用牛振 社団法人全国肉用牛振興基金協会(昭和四

報センターという名称で設立された法人をい四十九年十月一日に財団法人日本木材総合情 財団法人日本木材総合情報センター(昭和

ター(昭和五十年七月一日に財団法人ベンチ ャーエンタープライズセンターという名称で 設立された法人をいう。) 財団法人ベンチャーエンタープライズセン

十三 財団法人不動産流通推進センター 月十六日に財団法人建設業振興基金という名 月二十五日に社団法人全国石油協会という名 五十五年十一月一日に財団法人不動産流通近 称で設立された法人をいう。) 称で設立された法人をいう。) 財団法人建設業振興基金(昭和五十年七 社団法人全国石油協会(昭和二十八年六

代化センターという名称で設立された法人を

財団法人民間都市開発推進機構(昭和六

十五 社団法人全国市街地再開発協会(昭和四 う 開発協会という名称で設立された法人をい 十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再 機構という名称で設立された法人をいう。) 十二年十月一日に財団法人民間都市開発推進

十七 十六 財団法人日本建築防災協会(昭和四十八 年一月五日に財団法人日本特殊建築安全セン 処理事業振興財団という名称で設立された法 ターという名称で設立された法人をいう。) 人をいう。) (平成四年十二月三日に財団法人産業廃棄物七 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 財団法人産業廃棄物処理事業振興財

月二十三日)から施行する。 この命令は、法の施行の日(平成二十四年二

庫及び株式会社国際協力銀行」とあるの 十一日までの間における第三条の規定の適用に ついては、同条中「、株式会社日本政策金融公 「及び株式会社日本政策金融公庫」とする。 この命令の施行の日から平成二十四年三月三

ら平成二十四年六月三十日まで」とする。 月三十日まで」とあるのは、「法の施行の日 規定による公表についての第十一条第一項の規 定の適用については、同項中「四月一日から六 法の施行の日以後最初に行う法第二十八条の

済産業省令第一号) 復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経 則 (平成二五年三月一五日内閣府·

三月十八日)から施行する。 部を改正する法律の施行の日(平成二十五年 この命令は、株式会社企業再生支援機構法の

復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経 済産業省令第一号) (平成二六年三月三一日内閣府・

附 則 (平成二七年三月三一日内閣府・日)から施行する。 この命令は、中小企業等協同組合法の一部をこの命令は、中小企業等協同組合法の一部を

この命令は、平成二十八年四月一日から施行との命令は、平成二八年三月三一日内閣府・附、則、「平成二八年三月三一日内閣府・月一日」から施行する。

条第二号に掲げる規定の施行の日から施行すに関する法律等の一部を改正する法律附則第一確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等この命令は、安定的なエネルギー需給構造の清産業省令第一号)

復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経附 則 (令和四年一〇月一一日内閣府・